

地域活性化に関する取組・体系

地域活性化策に関する政府の取組について

地域それぞれの経済活性化の取組を支援

国が担うべき基礎的役割(地域それぞれの「知恵と工夫」を支え、全国的に横展開)を重点的に実施

1. 情報提供の充実

- (1) 成功事例・成功プロセスのデータベース化
- (2) 支援策とその活用事例に精通した政府職員や民間人が、積極的に地域に出向いて出張相談(地域活性化ナビゲーター派遣制度)
- (3) 省庁の相談窓口のワンストップ化

課題意識の高い地域に、地域活性化の成功事例を横展開。

2. 地域活性化の担い手(ソーシャル・キャピタル)

地域の様々な担い手(自治会、企業、大学、NPO、行政等)が参加・協働し、地域の発展や課題解決に取り組む新たなネットワークの構築に向けて、担い手と地方公共団体の連携手法の充実、担い手に対する省庁連携による支援などを検討。

法的枠組みの整備も視野に、各省連携で仕組みを検討。

3. 施策メニューの充実・体系化

地域固有の資源の活用、海外・他地域との交流などにより、国の主導ではなく自主的に活性化を図りたい地域の「知恵と工夫」を成果に結びつけられるよう、

- (1) 「頑張る地方応援プログラム」をはじめとする新たな施策により支援策の充実を図るとともに、
- (2) 国の施策を選択しやすいメニューとして新たに体系化する。

地域再生計画に基づく新たなプログラムの策定を検討。

〔 背景 〕

官から民へ、国から地方へ

- ・規制改革の推進
- ・地方の市場化テスト 等

ブロックレベルの
広域経済圏の自立・連携

- ・国土形成計画 等